

## 1 組織改革の基本方針

### （1）「令和6年度県政運営の基本的考え方」に沿った組織体制の整備

「令和6年度県政運営の基本的考え方」で示された施策展開の主な方向性・重視するポイントに沿って、人手不足や物価高騰など、直面する多くの県政課題、部局横断型の課題に的確に対応できるよう、組織体制の整備を図る。

特に令和6年度に向けては、新型コロナへの対応が大きな転換期を迎える中、未来を見据えた県づくりを力強く推進していくため、人口減少への対応を意識しながら、時代の潮流や新技術等を活かしたチャレンジ・変革を積極的に展開できる体制整備に留意する。

### （2）簡素で効率的な組織機構の実現

「山形県行財政改革推進プラン2021」に沿った見直しを進めるとともに、次の視点に留意しながら、組織運営のあり方を検討し、必要な体制整備を行う。

- ① 事務事業の見直し・改善、行政経費の節減・効率化の取組みを踏まえ、不断の見直しを重ねながら、簡素で効率的な組織体制を目指す。
- ② 県が業務を行っている各分野において、民間活力の活用を検討しながら、行政サービス提供主体の多様化等による組織機構の構造的な見直しを推進する。
- ③ スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図るとともに、AIやRPAの活用、行政手続のオンライン化の推進等により効果的な業務の遂行と業務量の縮減（時間外勤務の縮減）を推進する。
- ④ テレワークやWeb会議等による多様で柔軟な働き方をより一層押し進め、職員のワーク・ライフ・バランスの推進を加速する。

## 2 組織改革を推進する上での留意点

### （1）組織・人員体制

組織・人員体制の見直し・改善については、「令和6年度予算の編成について（依命通知）」を踏まえ、持続可能な財政運営の確保の観点に十分留意するとともに、「令和6年度に向けた事務事業の見直し・改善の実施について（通知）」による事務事業の見直し・改善と一体のものとして検討する。

### （2）職員の配置

職員の配置については、「山形県行財政改革推進プラン2021」に掲げた定員管理の方針を十分に踏まえ、限られた人材資源の「選択と集中」を徹底する。新たな行政課題に対しては、事務事業の見直し・改善による業務量の縮減、業務の更なる効率化に加え、予算には現れない事務作業の見直しにより生み出した人員を必要性を厳選のうえ配置して対応する。

業務量の平準化の観点から、部局内の業務量の多寡に応じて課を跨いだ人員の再配分の実施など、弾力的な人員配置を検討する。

各 部 局 長  
各 総 合 支 庁 長 殿  
東 京 事 務 所 長

山形県副知事 平 山 雅 之

## 組織改革の推進について（依命通知）

コロナ禍を経て社会経済活動の正常化が進むとともに、デジタル等の技術革新が急速に進展し、人々の暮らしや働き方に関する価値観も多様化するなど、時代は大きく動いている。一方で、足元では、少子高齢化を伴う人口減少の加速や物価高騰の長期化、さらには気候変動や自然災害の頻発・激甚化などが、県民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしている。こうした中、第4次山形県総合発展計画を踏まえ、足元の課題への対応はもとより、未来を見据え、安全・安心を土台に、県民誰もが個性や能力を発揮でき、将来にわたり地域の活力が持続する県づくりを力強く推進することが重要である。

こうした観点から、令和6年度においては、「第4次山形県総合発展計画」の現行の実施計画が終期を迎えることを踏まえ、目標達成に向けた取組みを強化するとともに、未だ残る新型コロナの影響や物価高騰の長期化、人手不足など、県民生活・地域経済へ影響を及ぼす喫緊の課題に迅速かつ的確に対応する必要がある。加えて、「県民の安全・安心な暮らしの確保」「県民一人ひとりの希望の実現・総活躍の促進」「産業・企業の活性化と未来を見据えた成長力の強化」「地域に活力をもたらす国内外との交流の拡大」の4つの視点を重視しながら、未来志向の県づくりを推進していかなければならない。

こうした施策を効果的・効率的に展開するための組織体制の整備が必要である一方、「山形県行財政改革推進プラン2021」に基づき、依然として厳しい本県の財政状況を踏まえ、限られた行財政資源の中で最大効果の発揮に努めるとともに、職員一人ひとりの心身の健康保持のため、長時間労働是正に向けた効果的な取組みなど働き方改革を率先・実行し、職員のワーク・ライフ・バランスを推進しながら、簡素で効率的な組織機構を整備していく必要がある。

ついては、以上の情勢を踏まえ、令和6年度に向けた組織改革案を、下記により本職あて提出するよう命により通知する。

### 記

#### 1 組織改革の基本方針

##### （1）「令和6年度県政運営の基本的考え方」に沿った組織体制の整備

「令和6年度県政運営の基本的考え方」で示された施策展開の主な方向性・重視するポイント（※）に沿って、新たな行政課題、多様化する県民ニーズなど、直面する多くの県政課題、部局横断型の課題に的確に対応できるよう、組織体制の整備を図ること。

特に令和6年度に向けては、新型コロナへの対応が大きな転換期を迎える中、未来を見据えた県づくりを力強く推進していくため、人口減少への対応を意識しながら、時代の潮流や新技術等を活かしたチャレンジ・変革を積極的に展開できる体制整備に留意すること。

※ 施策展開の主な方向性・重視するポイント(令和6年度県政運営の基本的考え方)

- 1 第4次山形県総合発展計画実施計画の目標達成に向けた取組みの強化
- 2 県民生活・地域経済へ影響を及ぼす喫緊の課題への対応
- 3 未来志向の県づくりの推進
  - ① 県民の安全・安心な暮らしの確保
  - ② 県民一人ひとりの希望の実現・総活躍の促進
  - ③ 産業・企業の活性化と未来を見据えた成長力の強化
  - ④ 地域に活力をもたらす国内外との交流の拡大

## (2) 簡素で効率的な組織機構の実現

新たな行政課題や多様化する県民ニーズに的確に対応する簡素で効率的な組織機構の実現に向け、「山形県行財政改革推進プラン2021」に沿った見直しを進めるとともに、次の視点に留意しながら、組織運営のあり方を検討し、必要な体制整備を行うこと。

- ① 事務事業の見直し・改善、行政経費の節減・効率化の取組みを踏まえ、不断の見直しを重ねながら、簡素で効率的な組織体制を目指す。
- ② 県が業務を行っている各分野において、民間活力の活用を検討しながら、行政サービス提供主体の多様化等による組織機構の構造的な見直しを推進する。
- ③ スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図るとともに、AIやRPAの活用、行政手続のオンライン化の推進等により効果的な業務の遂行と業務量の縮減(時間外勤務の縮減)を推進する。
- ④ テレワークやWeb会議等による多様で柔軟な働き方をより一層推し進め、職員のワーク・ライフ・バランスの推進を加速する。

## 2 組織改革を推進する上での留意点

### (1) 組織・人員体制

組織・人員体制の見直し・改善については、部局長のマネジメントの下「令和6年度予算の編成について(依命通知)」(令和5年10月11日付け財第114号総務部長通知)を踏まえ、持続可能な財政運営の確保の観点に十分留意するとともに、「令和6年度に向けた事務事業の見直し・改善の実施について(通知)」(令和5年6月13日付け働改第20号、人第126号、財第53号総務部長通知)で示している以下の視点による事務事業の見直し・改善と一体のものとして検討すること。

<事務事業の見直し・改善の視点>

- 必要性の視点(事業を廃止したらどうなるか、社会情勢の変化等により必要性が低下していないか)
- 役割分担の視点(民間(企業、NPO等)が行えないか、国又は市町村が行えないか、連携・協働により行えないか)
- 事業の進め方の視点(ターゲットや手段など事業の進め方は効果的・効率的か)
- 支出の適正性の視点(社会通念上、県費支出は妥当か)
- 成果検証の視点(県民サービスの向上に寄与しているか、費用対効果は適正か)
- 業務量及び時間外勤務縮減の視点(業務量及び時間外勤務の縮減が図られているか)

## (2) 職員の配置

職員の配置については、「山形県行財政改革推進プラン2021」に掲げた定員管理の方針(※)を十分に踏まえ、限られた人材資源の「選択と集中」を徹底すること。新たな行政課題に対しては、上記事務事業の見直し・改善による業務量の縮減、業務の更なる効率化に加え、予算には現れない事務作業の見直しにより生み出した人員を必要性を厳選のうえ配置して対応すること。

さらに、業務量の平準化の観点から、部局内の業務量の多寡に応じて課を跨いだ人員の再配分の実施など、弾力的な人員配置の検討に努めること。

※ 山形県行財政改革推進プラン2021（令和3年3月策定）

持続可能な行財政基盤の確立のため、今後の人口減少の急速な進行も踏まえ、これまでの行財政改革の取組みを後退させることなく、引き続き無駄のない簡素で効率的な組織機構、人員体制の実現に向けて不断の見直しを行う。

このため、県が業務を行っている各分野において、民間活力の活用を検討しながら、行政サービス提供主体の多様化等による組織機構の構造的な見直しを推進していく。

一方、新型コロナウイルス感染症対策や大規模な災害対応に的確に対処していくとともに、新しいやまがたの創造に向けた施策を効果的に展開していく必要がある。

以上のことを踏まえ、定員管理については、スクラップ・アンド・ビルドを基本に、新たな行政課題に対しては見直しにより生み出した人員を必要性を厳選のうえ配置して対応することとし、限られた人材資源を「選択と集中」により有効に活用する。

## (3) 職制

課室体制については、円滑な組織マネジメントの推進や職員同士の連携強化を図るため、一定規模を限度とするなど実効性を伴ったものとなるよう検討すること。

係・担当については、効率的、効果的に業務が遂行されるよう適正な配置を検討すること。また、職員間のチームワークを強化し、緊急時や繁忙期、新たな政策課題に対して、適時かつ弾力的に対応できる体制や、部局や課を超えた課題に対する関係所属間の連携体制についても検討すること。

## (4) 関係部局等との調整

内申権者ごとに、関係部局、総合支庁、出先機関と十分な調整を図ること。

## 3 その他

(1) 提出書類	別紙様式1	定数改善計画表
	別紙様式2	事務処理体制改善計画表
	別紙様式3	給与関係勤務条件改善計画表

(2) 提出期限 令和5年11月22日(水)

(3) 提出先 総務部人事課